

清瀬市内全小中学校で喫煙防止教育の実施を要望する陳情

「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が平成30年4月1日から施行されました。この条例の第1条の目的では、「子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための措置を講ずること」と、子供の生命の保護を第一に挙げるとともに、「現在及び将来の都民の健康で快適な生活の維持を図ること」と、子供が大人になってからの健康と生活の質についても言及しています。

現在習慣的に喫煙している者の割合は年々低下し、男性30.2%、女性8.2%となりました(平成28年国民健康・栄養調査結果の概要)。しかし習慣的喫煙者の喫煙開始年齢についてみると、20歳代喫煙者の男性の40.4%、女性の44.6%が、20歳未満で喫煙を開始しています(平成20年国民健康・栄養調査結果の概要)。また同調査結果は、20歳未満で喫煙を開始した者は20歳以降に喫煙を開始した者に比べ、ニコチン依存度が高いという結果も示しています。

喫煙習慣は嗜好でなく依存症なので、一旦依存症になってしまうと自らの意思で喫煙を止めるのはとても大変なことです。したがって喫煙の予防には、まだ喫煙を開始していない年齢層にタバコの害についての正しい知識を教え、さらに友だちから喫煙を勧められても、上手に断る技術を身につけさせる必要があります。

「中学校1年生を対象とした喫煙に対する意識と喫煙防止授業の評価」と題した論文(社会薬学 Vol.34, No.1, 2015)の中で、小学校5年生から中学校3年生までの全学年において、喫煙防止出前教室により社会的ニコチン依存の低下が確認されたとの先行研究を紹介しております。

清瀬市では、健康推進課が喫煙防止出前講座を提供しており、その出前講座を毎年受けている小学校もありますが、すべての小中学校で毎年定期的に行われているわけではありません。よって喫煙防止教育を受けた子と受けなかった子の間で、将来、健康格差が問題になる可能性もあります。

「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」第13条では、「都は、学校教育、社会教育その他の教育の場において、受動喫煙の有害性及び受動喫煙の防止に関する教育の推進のために必要な施策を講ずる」と、教育が重要な施策の一つであることを明確に示しています。

現在小中学生である子供達が、大人になってからも喫煙することなく健康で豊かな人生を享受するために、清瀬市ができる最優先の施策は教育だと思います。清瀬市の全ての子供達に喫煙防止教育が実施されることを要望いたします。

平成 30年 8月 27日

清瀬市議会議長

西 畑 春 政 殿

陳情者

住所(事務所) 清瀬市元町1-8-20, エスタ清瀬 403
市民の健康をまもる会

氏名 大 森 正 子